

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年10月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇海岸（〇〇）の草刈り作業に関する事業完了書の関係書類全部（R4年度） 〇〇農林」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年10月17日、実施機関は、特定非営利活動法人〇〇（以下「本件法人」という。）が受託した「R4〇耕 〇〇海岸 除草業務」の委託業務完了検査の関係書類（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第8条第2号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき契約書にもとづく、作業距離のある書類を出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第 12 条第 1 項に基づき行ったものである。

また、本件処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第 8 条第 2 号に該当するものと判断した。

2 条例第 8 条第 2 号の趣旨

条例第 8 条第 2 号では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと定められている。

3 本件処分の理由（条例第 8 条第 2 号の該当性）

審査請求人が公開を求めている公文書は、県が保有する「R 4 〇耕 〇〇海岸 除草業務」の委託業務完了検査の関係書類」と推察される。

この関係書類について、本件法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある、本件法人の理事長印の印影部分を非公開とし、本件処分を行ったものである。

審査請求人は審査請求の理由として「作業範囲の距離等を記入していない」と主張しているが、部分公開書類には「R 4 年度除草区間 No. 0～No. 8 L=400m」と表記している箇所がある。

以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書について、非公開部分を除き、全て公開している。

第 5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和 6 年 3 月 2 6 日	諮問
令和 7 年 7 月 2 8 日 第 1 部会（第 2 5 回）	審議
同年 8 月 2 6 日 第 1 部会（第 2 6 回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、県が本件法人に委託した「R 4 〇耕 〇〇海岸 除草業務」の委託業務完了検査の関係書類のうち、南部総合県民局農林水産部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、あるべき書類として、契約書に基づく作業距離のある書類が不足している旨主張している。

審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書のうち「R 4〇耕 〇〇海岸 除草業務 成果報告」中に、当該業務において除草作業を行った区間の距離が記載された箇所があることから、本件処分において実施機関が特定した公文書に特段の不足はなく、実施機関の行った公文書の特定は、妥当なものと認められる。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件処分において実施機関が非公開とした本件法人の代表者印の印影は、これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、本件法人の財産等を侵害するおそれがあり、条例第8条第2号に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	